

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】コーポレートガバナンス・コードの改訂等を公表
／東京証券取引所・金融庁

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

東京証券取引所は、2018年6月1日、「コーポレートガバナンス・コード」を改訂しました。また、金融庁は、同日、「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表しました。

「コーポレートガバナンス・コード」、「投資家と企業の対話ガイドライン」に、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮に関する内容が盛り込まれておりますのでご案内いたします。

「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定にあたっては、3月26日に、また「コーポレートガバナンス・コード」の改訂にあたっては、3月30日にそれぞれパブリックコメント手続きに付されておりました。企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮に関する内容については、原案通りの内容となりました。

上場会社には、自社の企業年金がアセットオーナーとして十分に機能発揮できるよう、取組むことが求められており、今回のコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出を行う必要がありますので、ご留意ください。

(1) 東京証券取引所<コーポレートガバナンス・コード>（抜粋）

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を

持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

(名古屋、札幌、福岡の各証券取引所においても、同様の内容による規則改正が行われています。)

○改訂コーポレートガバナンス・コードの公表（東京証券取引所HP）

<http://www.jpx.co.jp/news/1020/20180601.html>

また、コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出については、パブリックコメントの結果、東京証券取引所より、以下のとおり示されております。

- ・準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも2018年12月末日までに行う。
- ・改訂されたコードの原則について、実施する意思があっても2018年12月末日までに実施することが難しい場合、「コードの各原則を実施しない理由」の説明において、今後の取組み予定や実施時期の目途を記載することが考えられる。

なお、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領については、以下東京証券取引所HPをご確認ください。

○コーポレート・ガバナンスに関する報告書／記載要領（東京証券取引所HP）

<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/01.html>

(2) 金融庁<投資家と企業の対話ガイドライン>（抜粋）

5. アセットオーナー

5-1. 自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか（*）。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。

（*）対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。

○「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について（金融庁HP）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180601.html>

<ご参考（前回ご案内）>

メルマガ 2018.03.30【DB・厚年基金】コーポレートガバナンス・コードの改訂案等を公表／金融庁・東京証券取引所

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/218_nenkin_magazine_20180330.pdf

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

TEL 03-5533-5572

FAX 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp